

第5表 史跡指定地内の構成要素

地区区分	本質的価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
A 1 地区 (公有地化完了地域)	・郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・評家関連遺構（倉庫群、溝等） ・古代における周辺地域との関係性を示す遺構・遺物（方形周溝状遺構、軒丸瓦、文字瓦等） ・郡家が立地する丘陵地形	・郡家成立前及び廃絶後の様相を示す遺構・遺物（縄文時代から近世にかけての遺構・遺物）	・都市公園（橘樹歴史公園） ・橘樹官衙遺跡群保存活用事業用地 ・案内板・説明板・解説板 ・道路（市道）
A 2 地区 (影向寺境内、公有地化未完了地域)	・郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・評家関連遺構（倉庫群、溝等） ・古代影向寺に関連する遺構・遺物（瓦葺建物（礎石建物）、掘立柱建物、区画溝、瓦、青銅製品等） ・郡家・古代寺院が立地する丘陵地形	・郡家成立前及び廃絶後の様相を示す遺構・遺物（縄文時代から近世にかけての遺構・遺物） ・影向石（塔心礎） ・平安時代後期（11世紀末）の薬師三尊（国重要文化財）等	・寺院（影向寺） ・建築物（住宅） ・工作物（生産緑地表示板、電柱、街灯、安全標識等） ・農地（畑） ・駐車場

第6表 史跡指定地以外の構成要素

地区区分	史跡の本質的価値と同等の価値の構成要素	史跡の副次的価値と同等の価値の構成要素	その他の要素
B 地区	・郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・評家関連遺構（倉庫群、溝等） ・郡庁・館・厨家等に係る遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・古代影向寺に係る遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀・瓦等） ・郡家・寺院が立地する丘陵地形	・縄文時代から近世にかけての遺構・遺物 ・地元に残る「長者屋敷」等の伝承	・橘ふれあいの森 ・建築物（戸建住宅、集合住宅、作業場、事務所、高圧鉄塔等） ・工作物（生産緑地表示板、電柱、街灯、安全標識等） ・農地（畑） ・駐車場 ・道路（市道等） ・墓地
C 地区	・古代官衙関連の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ※例：蓮乗院北遺跡 等	・縄文時代から近世にかけての遺構・遺物 ※例：三荷座前遺跡、野川神明社遺跡、野川東耕地遺跡等 ・古代官衙に関連する集落跡 ・中世の板碑 ・近世の墓地	・建築物（戸建住宅、集合住宅、作業場、事務所、高圧鉄塔等） ・工作物（生産緑地表示板、電柱、街灯、安全標識等） ・農地（畑） ・駐車場 ・道路（市道等）
D 地区	・古代官衙関連の遺構・遺物（掘立柱建物、区画溝、掘立柱塀等） ・郡家・寺院が立地する丘陵地形	・縄文時代から近世にかけての遺構・遺物	・建築物（住宅） ・農地（畑） ・駐車場 ※都市計画道路予定地
E 地区	・郡家・寺院が立地する丘陵地形	・古くから残る地形や斜面林（里山） ・古くから生息する動植物	・橘特別緑地保全地区 ・千年特別緑地保全地区 ・東野川特別緑地保全地区

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準

国史跡については、史跡地内でその現状を変更する、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法第43条第1項に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。

そこで、橘樹官衙遺跡群の史跡地内における現状変更に関する取扱方針や取扱基準を定めるとともに、史跡指定地外についても、遺跡の保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準について、前述した保存管理の基本方針や橘樹官衙遺跡群の地区区分と構成要素等に基づき設定する。

(1) 史跡指定地内における取扱方針と取扱基準

【A1地区・A2地区に共通する取扱方針】

- 現状変更を行う場合は、原則、現状維持（同一規模・同一場所・同一深度以内での変更）を図るとともに、周囲の景観・環境等に配慮する。
- 文化庁から現状変更の許可が出される場合、遺構を損傷しない等の条件が付されることから、過去に確認調査等を実施したことのない範囲は、確実に遺構の保存ができるよう、事前に調査を実施して遺構の現存深度等を把握する。ただし、軽微な変更等の場合は職員が立会いを行いながら実施する。

【取扱基準】

現状変更の許可に関する地区区分ごとの取扱基準は第7表のとおりである。

第7表 史跡指定地内（A1・A2地区）の現状変更取扱基準

地区区分及び基準 現状変更内容			A1地区	A2地区	摘 要 許可は、史跡への影響を与えないまたは影響が軽微であることを条件とする。
			現状維持	現状維持	
建築物	新 築		×	△	寺院関連施設のみ
	増・改築		×	○	寺院関連施設、戸建住宅等
	取り壊し		○	○	寺院関連施設、戸建住宅等
工作物	掘削有	新 設	○	○	復元建物等、史跡説明板等
		改修・更新等	○	○	
		撤 去	○	○	
	掘削無	新設・改修・更新等	○	○	物置等
		撤 去	○	○	
立竹木	植樹・移植・伐採		△	△	遺構への配慮を条件に許可する。
地形改変	地盤改良・農地改良等		×	×	
その他	保存目的調査		○	○	

* 現状変更にあたっては、必ず事前に文化財保護部局に相談すること。

(○=可、△=条件付可、×=不可)

【A1地区の取扱方針】

- すでに公有地化が完了しているA1地区については、保存活用を図るために必要な史跡整備等を実施するまでの間、遺構等に影響がないよう地区の環境保全に努める。

【A2地区の取扱方針】

- 千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡（影向寺境内を除く）の土地では、遺構面に影響が及ばない深度内での耕作や工事等を実施してもらう。

- 影向寺遺跡のうち影向寺境内における現状変更については、現状維持（同一規模・同一場所・同一深度等）という基本方針を原則とするが、寺院という特殊性に鑑み、やむを得ない場合は、遺構面を損傷しないこと等の条件を付して許可し、宗教活動に影響がないよう配慮する。

（２）史跡指定地外における取扱方針と取扱基準

史跡指定地外において、現状を変更する、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、周知の埋蔵文化財包蔵地内であれば、文化財保護法第93・94条に基づく取扱いを行うことになる。また、特別緑地保全地区についても、都市緑地法に基づく取扱いが必要である。

また、史跡地内と同等の価値を有する遺構等の存在が想定される範囲もあり、史跡と密接な関係性を有する地域であるが、遺跡を現状保存することを前提とし、原則公有地化は行わない方針や基準を設定する。

【B地区～E地区に共通する取扱方針】

- 原則、公有地化は行わず、現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱う。
- 史跡指定地の周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地については、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準」に基づき対応し、可能な限り現状保存を図るとともに、確認調査を実施して橘樹官衙遺跡群関連遺構等の有無を把握する。
- すでに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認されている区域、また調査によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域のうち、史跡整備を実施する計画範囲内の土地や、地下に遺跡を保存した状態（現状保存）での利活用が困難になった土地については、関係者等との協議を行った上で、地権者等の理解と協力のもと、国史跡への追加指定及び国庫補助等を活用した公有地化を図る。

【B地区の取扱方針】

- 周知の埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地については、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準」に基づき対応し、確認調査を実施して橘樹官衙遺跡群関連遺構の有無を把握するとともに、原則、盛土等により遺跡の現状保存を図る。また、住宅の新築等の際には、歴史的環境保全に配慮したデザイン等とするよう、建築部局および市教委と協議・調整をはかるよう要請する。
- 現況の道路等の維持管理に関するものや、生活上必要な最低限の道路の拡幅については、遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、現状変更実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、現状変更する。

【取扱基準】

土木工事等の実施等、保存に影響を及ぼす行為に関するB地区における取扱基準は第8表のとおりである。

【C地区の取扱方針】

- 橘樹郡家や古代寺院と同時期の官衙に関連する遺構等が検出された場合は、現状保存を図りつつ、遺跡の内容等を把握するための確認調査を実施し、遺跡の保存にむけ地域の協力を得られるよう調整を図る。

【D地区の取扱方針】

- 都市計画道路の事業進捗状況に応じ対応を図るが、橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が発見された場合は、関係部局等と調整し、その保存に努める。

【E地区の取扱方針】

- 樹木の伐採等、掘削を伴わない現状変更を実施する場合は、将来的に土壌の流出・風化等により遺構面へ影響が及ぶ可能性もあることから、関係機関等と事前に協議を行う。
- 将来的に史跡の価値を高める自然的景観の形成に向け、地域住民及び関係機関等と継続的な協議を行い、合意形成を図っていく。

【取扱基準】

土木工事等の実施等、保存に影響を及ぼす行為に関するC・D・E地区の取扱基準は第9表のとおりである。

第8表 史跡指定地以外（B地区）の取扱基準

土木工事等内容		地区区分	B地区	摘要
建築物	新 築		△	・遺構が検出されている場合は現状保存を条件とする。 ・歴史的環境保全に貢献するデザインとするよう要請する。
	増・改築		○	
	取り壊し		○	
工作物	掘削有	新 設	△	遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、工作物設置場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、工作物を設置する。
		改修・更新等	△	
		撤 去	△	
立竹木	植樹・移植・伐採		△	遺構が検出されている場合は、遺構への配慮を条件とする。
地形改変	農地改良・土地改変等		○	遺構が検出されている場合は、遺構への配慮を条件とする。
その他	保存目的調査		○	

(○=可、△=条件付可)

第9表 史跡指定地以外（C・D・E地区）の取扱基準

土木工事等内容		地区区分	C地区	D地区 (※1)	E地区
建築物	新 築		○	○	—
	増・改築		○	○	—
	取り壊し		○	○	—
工作物	掘削有	新 設	○	○	○(※2)
		改修・更新等	○	○	○(※2)
		撤 去	○	○	○(※2)
立竹木	植樹・移植・伐採		○	○	△(※2)
地形改変	農地改良・土地改変等		○	○	○(※2)
その他	保存目的調査		○	○	○(※2)

(○=可、△=条件付可)

(※1) 別途都市計画道路計画決定地としての取扱いあり
(※2) 別途特別緑地保全地区としての取扱いあり

第4節 土地公有地化の方針

史跡橘樹官衙遺跡群は、川崎市にとって非常に高い歴史的価値を有していることから、将来にわたり保存・整備・活用を進めていくことが重要である。よって、橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、第10表に基づき、遺跡の保存方法及び公有地化の方針を定める。

なお、遺跡の保存方法については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法等を踏まえ選定する。

〔用語の説明〕

現状保存…開発事業等による掘削等により地下の遺構等に影響が及ばず、そのままの状態で保存すること。

記録保存…開発事業等により現状のまま保存することが不可能になった遺構や埋蔵文化財について、発掘調査により、失われる遺跡の情報を図面、写真、報告書、3Dデータ等、記録として保存すること。

第10表 土地公有地化の方針

地区区分	方針	考え方
A 1 地区		・既に公有地化済。
A 2 地区	状況に応じて公有地化を図る	・基本的に、現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱う。 ・ただし、寺院地を除く民有地については、地権者からの要請があれば優先的に公有地化することを条件に史跡指定の同意を得ていることから、地権者からの要請に応じて、国庫補助等を活用した公有地化を図る。 ・また、地権者の都合により、現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画範囲を鑑み、地権者及び関係者等との協議を行い、国庫補助等を活用した公有地化を図る。
B 地区	原則 公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・ただし、郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認されている区域、又は、調査等によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域で、地権者の都合により、現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法等を踏まえ、必要に応じ、地権者及び関係者等との協議を行い、国史跡への追加指定（A 2 地区への編入）及び国庫補助等を活用した公有地化を図る。
C 地区	公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・また、調査等により、新たに遺構等が確認された場合は、原則、記録保存で対応する。
D 地区	公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・なお、当該地区は、都市計画道路予定地であることから、整備に向けて事業化する状況になった場合は、関係機関等と協議を行い、改めて取扱いを決定する。
E 地区	公有地化しない	・特別緑地保全地区として、すでに一定程度公有地化され、緑地保全が図られていることから、遺跡の保存に影響を及ぼす可能性は低く、公有地化しない。

第7章 橘樹官衙遺跡群の活用

第1節 活用の基本方針

第3章で整理したように、史跡橘樹官衙遺跡群は、東国における古代律令制度に基づく地方支配の実態を明らかにする上で、非常に重要な価値をもつ遺跡である。この史跡を将来にわたり、確実に保存していくとともに、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えていくため、周辺の地形や景観と一体的に活用を進めていかなければならない。

史跡の活用については、住宅が密集する中、現地に立てば古代の雰囲気を感じるとともに、地形に合わせて規則的に配置された橘樹郡家正倉院やその他の郡家諸施設の様相、郡家に隣接して造営された古代寺院、そしてかつてこれらの施設で行われた政務や儀礼、役人達の活動の様子等について想像し、楽しく史跡に触れ、学んでもらえる取組を行う。

また、史跡橘樹官衙遺跡群周辺には、西福寺古墳や馬絹古墳を含む梶ヶ谷・馬絹古墳群が展開しており、古代律令制度に基づく地方支配体制が成立する過程で、この地域が後の橘樹郡域の中で重要な位置を占めていたことを示すものであり、さらに、この地域には橘樹官衙遺跡群成立以前に「橘花屯倉」が設置されたとされ、この橘樹の地とヤマト王権との関係性を示している。こうした史跡や遺跡等を合わせて活用することで、川崎市のみならず、日本の古代史も学ぶことが可能である。

これらを踏まえ、活用の基本方針を以下のように定める。

（1）史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信

史跡橘樹官衙遺跡群やその価値等を様々な手段を用いて広く周知していくとともに、既存の公共施設等を有効に活用して、新たに発見された成果等を速やかに発信する際には、外国人や障がい者等、多様な来訪者に配慮し、案内板等の多言語や点字（音声）対応を実施する等、情報の共有を図る。また、市民と連携し、これまでの調査・研究成果を公開・活用するとともに、研究機関とも連携し、全国的な視点での調査研究を進める。

（2）地域の歴史・魅力を学ぶことのできる場づくり

学校教育と連携を図り、史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や価値を学び、周辺の谷戸や豊かな緑地等、多様で豊かな地域の魅力を認識することができる場とするとともに、生の歴史に触れた感動や驚嘆といった貴重な体験をできる場とする。また、自らのルーツや歴史に対する興味等、生涯学習の場として幅広い年代の方が学ぶ場とする。

（3）史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進

地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橘樹官衙遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図り、またボランティア等それらを担う人材の育成も図る。

また、史跡等の歴史的・文化的資産も地域の資産として活用すべきものであることから、周辺に住宅地が広がる史跡用地において、災害時の避難場所や防災用具の保管場所等、地域の防災拠点としての機能を担うことも想定できる。

第2節 活用の方法

(1) 学校教育における活用

発掘調査等により、地面の下から発見された遺構や遺物は、かつてここで生活していた先人達を作り、使ったものであり、そこには現在の私達と同じく、喜びや悲しみ、苦しみそして楽しみを経験しつつ暮らしていた、遠い昔の生活の一端を想像することのできる貴重な資料である。このような生の歴史を感じられる資料を実際に見たり、触れたりすることは、教科書を読むだけでは得られない感動や想像といった知識を養うために非常に効果的である。

また、小さい頃から郷土の歴史や文化財に慣れ親しむことは、史跡の次世代への継承にも繋がる大切な取組であることから、これまでも川崎市内の小学校への出前授業を実施し、川崎市内や学校周辺の遺跡に関する理解を深めるとともに、遺跡から出土した土器や石器に触れながら学習する機会を設けてきた。今後は、これまでの取組を継続的に進めるとともに、史跡橘樹官衙遺跡群に整備した橘樹歴史公園や全国初の飛鳥時代の復元倉庫を含め、周辺地域の歴史や魅力等について、学校教育の場で総合的に学習できるような活用のあり方を検討していく。

ア 学校教育の場で積極的に活用できるようにするため、総合教育センターや現場の教員等と協力してモデルとなるプログラムを作成する。また、川崎市内の学校教員等の研修として、模擬授業や出前授業等を公開し、具体的に史跡を用いた授業方法を学ぶ機会を設ける。

イ 教員研修での史跡めぐりや現地講座、定期的に行われる各種教員研修への積極的な参加を図る等、川崎市の教員研修プログラムの開発に努める。

ウ 小学校社会科副読本『かわさき』等への史跡を題材とした記事の拡充を図ることにより、川崎市の歴史や橘樹官衙遺跡群の概要についての理解・関心を深め、郷土に対する愛着や文化財保護の精神の醸成を図る。

エ 将来的には、ガイダンス施設や博物館を幅広く活用した様々な体験・体感型のプログラムを企画・提供する。また、橘樹官衙遺跡群や文化財への理解を深めるだけではなく、史跡周辺における自然や環境等、地域に存在する様々な歴史的・文化的資産について、総合的に学習できる場としての活用を図る。

(2) 生涯学習における活用

ア 各種イベントやシンポジウム・講座等を実施し、史跡の価値や魅力等の情報伝達を行う。各種イベントや講座等の段階と橘樹官衙遺跡群からの距離に合わせ、様々なニーズに応えられる事業を実施する。

【各種イベントや講座等の段階】

A：史跡の価値や魅力を積極的に発信して新たな愛好者・理解者を開拓するような・講座等

B：シティプロモーションや観光部局等との積極的な連携による、不特定多数を対象としたイベント・講座等

C：専門的・研究的な内容であり、専門知識がある程度必要となるシンポジウム・講座等

【史跡橘樹官衙遺跡群からの距離】

a：地元（高津・宮前区民）向け

b：川崎市民向け

c：神奈川県内の方または関東地方の官衙関連遺跡が所在する地域の方向け

d：古代の都が置かれた奈良・京都または全国の古代官衙関連遺跡が所在する地域の方向け

【具体例】

(A + a) 考古学や歴史学初心者で高津・宮前区民を対象とした考古学や歴史学講座

(A + a・b) 橘樹官衙遺跡群の確認調査現地見学会

(B + b) 川崎市域で行われる各種観光イベントに付随した体験学習講座等

(B + b) 史跡橘樹官衙遺跡群に関心をもつ市民等を対象としたイベントや講座

(B + c) 観光会社の企画する神奈川県内史跡・文化財観光ツアー

(B + d) 姉妹都市との連携事業等、地方都市等での川崎市の魅力発信事業に付随したイベントやパネル展示等

(C + a・b) 地元や市民を対象としたシンポジウム・講演会

(C + b・c) 古代官衙関連の専門的な内容を扱ったシンポジウム・講座

(C + d) 全国の博物館・研究機関が実施する古代地方官衙や古代寺院等をテーマにしたイベント・シンポジウム等への協力・参加

イ 講座やシンポジウム等、各種イベントの開催を通じて市民とのネットワークを構築しながら、市職員を対象とした研修の実施を行う等、史跡ガイドや各種イベントの補助等、史跡の活用活動をサポートできる人材を養成し、市民との協働による史跡の活用を推進する。

ウ 市民等が地域の歴史や文化に触れ、学ぶ場として、史跡だけでなく将来的にはガイダンス施設や博物館等を活用し、多様な学習要求に応じた機会や情報を提供する。そのためガイダンス施設等には地域住民が活用・交流できるスペースを設置し、多様な生涯学習活動を可能にする。

エ 現在、都市公園（歴史公園）の橘樹歴史公園として整備した場所については、フリーマーケットや産地直売所等で広場そのものの活用を図るとともに、影響寺境内については、宗教活動の妨げにならない範囲で、古代に寺院で行われた行事を行うイベントを開催する等の活用を図る。また、AR（Augmented Reality）やVR（Virtual Reality）を活用し、史跡に來た人たちが、現地で古代の建物や風景を体感するとともに、史跡の解説や案内等をすることができるようにする。

（３）地域における活用

史跡や周辺地域における遺跡・文化財を含む、郷土の歴史的・文化的資産を守り、後世まで継続的に伝えていくためには、地域住民と一般市民との連携が不可欠である。このような観点から、郷土に対する愛着や地域への誇りをもって行動できる人材を育成すること（ひとづくり）の重要性を認識し、これまで地元小学校への出前授業、子ども向けの体験講座や市民等を対象とした史跡めぐり・講演会等を実施してきた。

このようにこれまでの活動については継続しつつ、地域コミュニティや地元住民との協働で、史跡が所在する地域ならではの魅力を活かした市民参加型イベントを創出することを試みるとともに、地域の憩いの場として積極的に活用する。

（４）他地域との連携・交流

橘樹官衙遺跡群は、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と隣接する古代寺院跡である影向寺遺跡から構成されるが、これらの配置等は古代の地方官衙の典型的な姿を表しており、古代における地方行政機関のあり方を知る上で貴重な事例である。そこで、橘樹官衙遺跡群のもつ価値や魅力を広く全国に発信し、他地域の人々にも活用してもらう取組を進めていく。そのためには、情報発信機能を充実させることが重要であり、他地域の人々が橘樹官衙遺跡群について気軽に見る・知る・調べることもできるよう、専用ウェブサイトの開設やSNS（Social Networking Service）等を活用して充実した情報発信を図る。また、パンフレット・ガイドブック等を作成し、川崎市だけでなく、古代官衙関連の遺跡等が所在する地域に配布する等、積極的な連携・交流を行う。さらに、ウェブサイトやパンフレット等の多言語化を図る等、近年増加する外国人向けの情報発信も検討する。

（５）調査研究における活用

史跡の活用の幅を広げ、内容の深化を図るためには調査研究が欠かせない。この調査研究を実践するために、中核となる研究の体制を整え、国内外の大学や研究機関との連携研究を積極的に推進する。

これまで橘樹官衙遺跡群の保存を第一に考え、史跡の全容解明に向けて計画的に発掘調査を行ってきたが、今後も、さらに発掘調査や整理作業等の調査・研究課程を公開する。

発掘調査等で得られた最新の成果を元に報告書を刊行するとともに、定期的にシンポジウムの開催、論文発表、外部研究員の招聘等、対外的な活動にも力を入れ、史跡橘樹官衙遺跡群を全国に周知するとともに、古代官衙研究の発展に寄与する。

第8章 橘樹官衙遺跡群の整備

第1節 整備の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橘樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群の整備については、次の視点を持ちながら、全体として郡家や古代寺院等の景観が理解できるような整備を目指すものとする。また、示した視点を考慮し、各々の必要性、規模等の適切性・妥当性等を確認し、社会状況を踏まえながら、必要に応じて整備を行うものとする。

なお、詳細は別途策定予定の整備基本計画で定めることとし、状況に応じて、段階的な整備も視野に入れる。

【視点】

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための機能
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できるような機能
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能
- (5) 史跡のサイン等、ガイダンス機能、便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能

【A1地区における暫定的な対応の考え方】

当該地区の整備は、原則、第2期整備基本計画で提示した整備方法に基づき進めていくが、当該地区の一部については、用地が狭小等の理由で計画的な整備の実施が困難な場所も存在する。しかし、国庫補助を活用して公有地化した用地については、可能な限り市民の利活用に供する必要があることから、こうした用地については、第2期整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでの間、次のような考え方にに基づき、暫定的な対応を検討する。

- ①基本的には別途策定する整備基本計画に基づき、段階的な整備を進めるものとするが、用地取得の経緯を鑑み、周辺用地の公有地化の見通しや費用対効果等を考慮しながら、必要に応じて、暫定的な対応を行う。
- ②暫定的な対応を行う場合は、次の点を踏まえるものとする。
 - ・駐輪場等、橘樹歴史公園で不足している機能が確認されていることから、歴史公園との位置関係等を鑑み、状況に応じて歴史公園に不足している機能の補填が可能かどうか検討する。
 - ・用地の面積を踏まえ、当該用地周辺の住宅状況や公共的機能の状況等に考慮し、市民の利

活用に資する機能の付与が可能かどうか検討する。

- ・なお、暫定的な対応を行うにあたっては、遺跡の保護や、効果的・効率的な史跡の維持管理等に向けた視点をもって検討する。

第2節 整備の方法

史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備については、前節で示した基本方針に基づき、史跡指定地の一体的な整備を実施することが望ましいが、橘樹官衙遺跡群が所在する高津区千年及び宮前区野川本町3丁目は大部分が住宅地で、国史跡に未指定また公有地化されていない地域が多く、また古代寺院跡が確認されている影向寺遺跡は大部分が宗教法人所有地であることから、基本方針に基づき史跡整備を実施可能な土地は限られている状況である。このように、都市部の史跡であるため、市による公有地化についても長期的な計画で進めていかざるを得ない状況であることから、まずは第6章で示した保存管理の地区区分に基づいて、地区ごとに整備の方法を定め推進することとする。

全体としては、「史跡橘樹官衙遺跡群の本質的価値」が理解できるような整備を目指すものとするが、整備計画の詳細等については、別途、「史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画」の中で提示し、公有地化や追加指定の進捗状況に応じた見直しを図りながら推進していく。

(1) 史跡指定地

ア A1地区

本地区については、すでに公有地化が完了しているとともに、その一部については「橘樹歴史公園」として市民に供用している。今後は、史跡橘樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橘樹歴史公園に復元した飛鳥時代の倉庫の公開活用を図りながら、地下に評家・郡家関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行う。また、古代に空閑地だった場所については、野外での研修や行事等の利用もできる広場として整備する。さらに、園路の整備を行うことで指定地周囲の市道へのアクセスを確保するとともに、史跡説明板等のサインを適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。

イ A2地区

本地区のうち、個人所有地の範囲については、地権者の要望があれば優先的に公有地化を進め、公有地化後はA1地区として、史跡橘樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橘樹郡家の主要施設や古代寺院の全体像を示す等、市民の利活用に供していく。

一方、影向寺遺跡の範囲は大部分が宗教法人影向寺の所有地であり、公有地化を進めることが困難であることから、土地所有者との調整を図り、宗教活動の妨げにならないよう配慮しながら、例えば塔基壇の平面表示等や史跡解説板・サイン等を適切に設置する。

(2) 史跡指定地外

ア B地区

本地区は、史跡指定地以外の橘樹官衙遺跡群の範囲内であり、未確認の郡庁をはじめ、正倉

院の一部、館、厨家という郡家の主要な施設や古代寺院に関連する重要な遺構等の存在が確認されている、または想定される地区である。

本地区の大部分は個人、法人、宗教法人等の民有地であることから、基本的には整備を実施しない。ただし、郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認されている区域、又は、調査等によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域で、地権者の都合により現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法等を踏まえ、必要に応じ、地権者及び関係者等との協議を行い、国史跡への追加指定（A2地区への編入）及び国庫補助等を活用した公有地化を図る。公有地化後は、整備基本計画に基づき史跡整備を進めていく。

イ C地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡以外の、広義の橘樹官衙遺跡群を構成する遺跡内であり、郡家正倉院別院や官衙に関連する重要な遺構、また官衙との密接な関係性が推測される集落跡等が発見される可能性がある。

本地区の大部分は個人、法人、宗教法人等の民有地であることから、基本的には整備を実施しない。また調査等により、新たな遺構等が確認された場合は、原則、記録保存で対応する。

ただし、万が一、記録保存に適さない、橘樹郡家や古代寺院に匹敵する重要な遺構等が確認され、文化庁から史跡相当の価値を有すると認められた場合は、その取扱い等について、改めて検討する。

ウ D地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No.148、宮前区No.5）にある都市計画道路「野川柿生線」及び広義の橘樹官衙遺跡群を構成する三荷座前遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No.4）にある「登戸野川線」計画路線敷であり、古代寺院に関連する遺構や官衙との密接な関係性が推測される集落跡等の存在が推測される。

なお、当該地区は都市計画道路予定地であることから、整備に向けて事業化する状況になった場合には、関係機関等と協議を行い、改めて取扱いを決定する。

エ E地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡の周辺の「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」であり、丘陵上に展開する橘樹官衙遺跡群に関連する遺構等の存在が推測される。

本地区は特別緑地保全地区であることから、整備は実施しない。

第9章 橘樹官衙遺跡群の管理運営と体制

第1節 管理運営と体制の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力には限界があることから、土地の権利者、地域住民、企業、研究者、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。以下に史跡の管理運営と体制に関する基本方針を示す。

- (1) 川崎市が史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進
- (2) 土地の権利者の理解と協力を得た管理運営の実施
- (3) 文化庁、神奈川県教育委員会をはじめ、関係行政機関との連携による保存管理

第2節 管理運営の方法

(1) 史跡の管理運営

史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体として、川崎市は文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、地権者等の理解と協力を得て、史跡全体を適切に管理運営する。実務は、教育委員会事務局文化財課が担い、史跡の管理に必要なサイン等の設置、土地の所有者・地番等の異動届出の受付、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、指定地の災害時の応急措置や復旧についても、管理団体である川崎市が主体となって行う。

(2) 史跡地内公有地の管理

史跡橘樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されている土地については、市民・学校教育等の利用に供することができるよう保存整備を図っていくことになるが、その保存整備された土地については、管理団体である川崎市が中心になりつつ、地元町会や地元有志を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行う。

(3) 土地所有者等の協力による適切な管理

史跡橘樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されていない土地については、地権者に適切に管理してもらえよう、日頃から理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性を十分に理解してもらい、管理団体である川崎市と必要な協議を行った上で、現状変更等の申請を行うよう周知を図る。また、土地所有者や地番等の登記事項の異動があった場合も、速やかに川崎市に変更届を提出することも説明する。

(4) 橘地区（高津区千年、宮前区野川本町）との連携・協働による管理運営

史跡橘樹官衙遺跡群の保存活用については、地域住民や市民等の理解と協力が不可欠であり、保存管理・活用のパートナーとして、積極的な連携・協働が必要であり、管理団体である川崎市と地域住民・市民等との密接な連絡体制の構築、ルール作り等、相互協力を円滑に進めるためのシステム作りを図る。